

社会福祉法人松川村社会福祉協議会役員及び評議員の  
報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松川村社会福祉協議会役員及び評議員（以下「役員等という。」）の報酬について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等に支給する報酬は、別表1のとおりとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別表 1

職 名		区 分	報 酬 額
役 員	理 事	日 額	4,000 円 但し、4 時間未満の会議等の報酬は、2,000 円
	監 事	日 額	4,000 円 但し、4 時間未満の会議等の報酬は、2,000 円
評 議 員		日 額	4,000 円 但し、4 時間未満の会議等の報酬は、2,000 円

(備考)

- 1 村長たる会長及び副村長たる副会長並びに議会選出の委員（議会選出の監査委員を含む）については、報酬は支給しないものとする。
- 2 その他、教育長及び村職員についても、報酬は支給しないものとする。